

条件付一般競争入札取扱基準（建設工事）（新旧対照表）

改 正 前	改 正 後
～前略～ 7 その他 (1) 見積合せによる随意契約を行う場合（予定価格 <u>250</u> 万円以下）は、地域の施工条件及び工事の難易度等を考慮し、できるだけ多くの者（概ね5者程度）に見積りを行う。（佐賀県財務規則第112条第2項適用分） ～後略～	～前略～ 7 その他 (1) 見積合せによる随意契約を行う場合（予定価格 <u>400</u> 万円以下）は、地域の施工条件及び工事の難易度等を考慮し、できるだけ多くの者（概ね5者程度）に見積りを行う。（佐賀県財務規則第112条第2項適用分） ～後略～